

平成 21 年 4 月 20 日 商工労働常任委員会

高橋委員

公明党の高橋です。何点か確認させていただきます。

新年度予算も編成されまして、今鋭意取り組んでいただいていますので、その推移も見ながら、今後また次の委員にしっかり質疑をしていただきたいと思っておりますけれども、今御報告を頂きまして、なかなか経済環境が好転しないということで、非常に当局におかれましても苦慮されているのではないかと思います。私どもも同じ思いなのですけれども、こういった中で、変化への対応ということが非常に大事と考えております。

ちょっと振り返ってみますと、昨年 10 月には第 1 次補正予算、また今年 1 月末には第 2 次補正予算、その後、平成 21 年度本予算ということで、国におかれましても、総額 75 兆円規模の景気下支え策ということで取り組まれまして、それを受けて、本県でも様々な雇用対策、中小企業支援策を打ってこられたというふうに認識しております。

そういった中で、第六次まで緊急経済対策を打たれたと思っておりますけれども、第七次も必要になってくるかなというふうな思いでいるわけですし、新たな視点を加味した第七次対策というものも望まれてくるのかという思いでもあります。

それについても後ほど伺いたいと思っておりますが、そこでまず平成 21 年度の本予算でも雇用対策、とりわけ国においても雇用調整助成金というものが、1 次、2 次、本予算と拡充されてまいりましたけれども、本県においてどういう状況なのか伺ってみたいと思っておりますが、本県における雇用調整助成金の利用状況はどのようになっているか伺っておきたいと思っております。

雇用労政課長

3 月 31 日、厚生労働省発表の数字により御説明させていただきます。

2 月時点における雇用調整助成金の休業等実施計画届の受理状況は、事業所数で前月の約 2.4 倍の 3 万 621 事業所、対象労働者数では、前月の約 2.1 倍となります 185 万 5,792 人とのことでございます。

企業別では、大企業が 1,930 事業所、中小企業は 2 万 8,691 事業所となっており、都道府県別では、愛知県が 3,791 事業所、41 万 5,710 人、次いで静岡県が 2,700 事業所、13 万 8,522 人となっております。本県は愛知県、静岡県に次ぐ 3 番目の数となっており、1,216 事業所、7 万 9,140 人という形で受理届等の数字が出されております。

高橋委員

今御報告を頂きましたけれども、この雇用調整助成金は第 1 次補正から本予算まで幾つか改定をされておまして、とりわけ助成率の拡充、こういったところがポイントだと思いますけれども、これらについても把握していらっしゃるれば、雇用調整助成金の拡充内容について、御存じでしたら伺っておきたいと思っております。

雇用労政課長

雇用調整助成金につきましては、国の方で制度の拡充等を図っておまして、また今般の新経済対策にも、新聞報道によりますので、まだ私どもが承知しておる範囲内は少ないわけですが、幾つか予定をされていると承知しております。

最近の動きということで申し上げますと、昨年 12 月 12 日になりますが、今まで雇用量の要件というのがありましたところ、雇用量の要件というのを廃止いたしまして、最近 3 箇月の生産量が直前の 3 箇月あるいは前年同期で 5%減少していればといった、生産量の

要件に基づきまして助成金が交付されるようになるとか、あるいは、今までは雇用保険の被保険者として6箇月以上雇用されている方というのが前提でございましたが、6箇月未満の方も対象となるとか、そういった形で国の方で要件緩和、加えて助成率等につきましても、二つありますが、雇用調整金が3分の2から4分の3へ、あるいは、中小企業を対象といたしました中小企業緊急雇用安定助成金については5分の4から10分の9へという形で、助成費が上乘せになるといった形での改正もまた図られているということです。

高橋委員

今伺いました生産量要件とか、雇用量の要件が撤廃、また助成率の拡充ということで、1次、2次、そして本予算編成の中で拡充してきているということを今伺ったわけですが、特にクーリング期間で休業規模の撤廃、これについて、もし承知していらっしゃるならば伺っておきたいと思います。

雇用労政課長

クーリング期間の廃止につきましては、従前は制度利用後1年を経過した後でなければ再度利用をすることができないという規定がございましたが、これについては拡充後、撤廃されていると承知しています。

高橋委員

休業規模についてはいかがでしょうか。

雇用労政課長

休業等の規模要件の廃止につきましては、従前、所定労働延べ日数の約15分の1以上、これは大企業の場合でございますが、中小企業の場合は20分の1以上といった規模要件がございましたが、これについても拡充後に撤廃されたと承知しています。

高橋委員

ありがとうございます。そのように、第1次補正が昨年10月16日に成立した後、2次補正の今年1月27日の成立を受け、また新年度の本予算の拡充後、今御答弁を頂きましたように、様々な要件緩和がされているということでありまして、ここで何を申し上げたいかという、先ほど御答弁を頂きましたように、かなり利用状況が伸びているということはお知らせいただいたわけですが、今答弁いただいた要件緩和をより一層周知していただくことが大事じゃないかと思えます。

とりわけクーリング期間とか休業規模、これらについてはなかなか把握しにくいということもあろうかと思えます。助成率につきましては、国も機動的に、与党におかれまして3分の2を4分の3に、今ありました5分の4を10分の9にとということで、4月以降ではなくて、年度をまたがないで機動的な取組をしているということで、大変スピードを感じるのですが、こういった変化への対応力というのが、やはり私は県行政にしっかり求められていくのではないかと思います。

そこで、今幾つか伺いました要件緩和等を踏まえた、県内企業、とりわけ中小企業への十分な周知についてどういうふうに取り組んでいかれるのか、対応力の強化についてまず伺っておきたいと思えます。

雇用労政課長

雇用調整助成金は、御案内のとおり国の制度でございますので、国の神奈川労働局と連携を図りながら、制度のPRに努めていきたいと考えております。

去る2月9日、12日の両日にわたり、緊急雇用対策説明会を開催いたしまして、神奈川県労働局の職員の方もお招きし、制度の説明を行いました。また、先般、お話に出ておりました県内の政労使合意を受けまして、5月に開催を予定しております事業主への制度説明会等を通じて、制度の周知、PRを図ってまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

これは、我が国独自のワークシェアリングということであろうかと思えます。しっかりこのワークシェアリングを行うことによって、雇用が確保され、正にそれは生活そのものの担保であります。命をつなぐ財源として大変重要な部分だと思えますので、しっかりこの周知、徹底方をお願いしたいと思えます。変化への対応力が今こそ当局に求められていると強く要望しておきたいと思えます。

そこで、新たな視点ですが、職業技術校での様々な御質問も先ほど出ておりましたけれども、介護系職業訓練について、併せて私もここで何点か確認をさせていただきたいと思っております。

職業技術校の役割で、就職状況が先ほど来報告されておりました。大変大きな伸びを示しているコースもあれば、なかなか時流にマッチしていない、御苦勞をされているところもあると思えますけれども、とりわけ人材不足が言われておりますけれども、介護分野の修了生の就職状況につきまして、大きくどのように把握していらっしゃるのか伺っていきたくと思えます。

産業人材課長

職業技術校における介護分野のコースにつきましては、東部校と小田原校の2校で設定をございまして、6箇月のケアワーカーコースという形で実施をございまして、

この3月末の修了生でございまして、東部の修了生22名の就職率は63.6%、小田原校の修了生27名の就職率は66.7%ということになっています。

高橋委員

人材不足が言われている介護分野という割には、少し就職率の低さが気になるのですが、今後、どのようにこの改善を図っていくのか確認しておきたいと思えます。

産業人材課長

確かに御指摘のとおり、全体の就職率よりもやや低い率ということになってございまして、これにつきましては、内容を求人倍率の方で見ますと、東部校の修了生22名に対して求人数は1,276名ということで、実に58倍の求人倍率になっています。また、小田原校につきましても、27名に対して求人数は474人ということで、17.6倍という非常に高い求人倍率になってございまして、

この高い求人倍率の中で、就職しない、できない理由は個人いろいろございまして、求人が多いだけにいろいろと自分の条件について、給料とかいろいろな面での条件を考えてなかなか決められないという方が増えておりますし、求人の方で見ましても、ひとところより求職者が増えているとのことですので、

ひところは全くなくて、来る人を次々に採用していたというふうな状況もございましたけれども、増えているということと、かつて採用した人が就職して間もなく、なかなか仕事がきつというところがございまして、辞めてしまうというようなことがあったということで、面接等をやる時にも、本当にその人に適性があるか、長く勤めてもらえるか、こんな観点からより慎重に決めているというところから、就職率が現時点では低くなっているというふうなところだと思えます。

ただ、今後、3箇月程度しますと、ほとんどの方が就職を決めるというような状況がございしますので、じっくりと現実を見ながら、就職指導等もやって、できるだけ多くの方に、その職に就いていただきたいというふうに思っております。

高橋委員

職業技術校におかれまして、先ほど答弁の中でも、1年間は就職のフォローをしていくという御答弁を頂いたのですけれども、もう少し、マンパワーの問題もあるでしょうから御苦労はあると思いますけれども、何らかのシステムを構築することによってそれを補完していただいて、卒業生がちゃんと就職をできるように、そのフォローアップを要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、東部総合職業技術校、かなテクカレッジですか、大変評判がいいと聞いております。評判がいいというか、非常に人気が高いという思いですが、気になるのは、そのほかの職業技術校の行方ということになりまして、西部方面職業技術校、仮称ですが、それにつきまして鋭意取り組んでいただいていると強く感じているのですけれども、この見通しについて、大きくどういうふうに照準を定めて取り組んでいかれるのか。今年、予算が一部付きましたけれども、今のこの変化への対応力という部分で、そのトレンドでいいのかどうか、この辺についての御見解を伺っておきたいと思っております。

産業人材課長

現在の経済情勢あるいは雇用情勢の中で、職業訓練の重要性というのは非常に見直されていると思っております。

そういう意味で、西部校につきまして、当初の計画よりも現実には大分遅れているという状況がございしますので、現時点の計画でまいりますと、今年度に除却の設計を行い、来年度に除却工事と実施設計、平成23年度、平成24年度で工事、平成25年度の4月開校というのが最短のスケジュールになりますけれども、是非とも私どもといたしましては、このスケジュールで国の方との調整、あるいは県内部で調整をしながら、実現をしてまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

国との調整というお話が出ましたけれども、全国的にこういう環境下にありますので、本県だけ、東部の後すぐ西部にというわけにいかないという推測もいたしますけれども、そうはいつでも、本県が我が国のリーディングであることには変わりないわけですし、1億3,000万人弱の人口の中で、3,000万人を優に超える人口規模の関東圏ということで考えると、本県の900万人の人口の役目は極めて大きいものがあるかと思っております。この両翼を整えていくことが喫緊の課題と思っておりますので、鋭意取り組み方をお願いしておきたいと思っております。

それでは、中小企業制度融資について伺ってみたいと思っております。

先ほどもおっしゃいましたけれども、中小企業制度融資につきましても大変拡充策が図られておりまして、緊急保証枠の設定、これも1次補正、2次補正で金額的にも拡充がされてきております。当初は、昨年私の記憶によれば、1次補正では緊急保証枠6兆円、また2次補正では20兆円に拡大してきているということで、今度の新経済対策、2009年度補正予算では30兆円をストックしているわけでありまして。

そういった中小企業制度融資の拡充は、県内の中小企業におきまして、極めて厳しい経営環境の中においては大変効果が期待されるころかなというふうに思うのですが、しかし、抜本的に企業の経営環境が改善されない中では、どのような評価になっていくかということをお慮りするところでもあります。

それで、中小企業の制度融資が、今、中小企業支援策としては大変重要な役割を担っているのですけれども、その運用と取組について確認をさせていただきたいと思います。

本県では、制度融資は金融機関への預託方式で運用しているというふうに承知しておりますけれども、その仕組みをもう一度伺っておきたいと思います。

金融課長

預託方式でございますが、本県の現行方式では、民間金融機関の資金を有効活用する形ということでございまして、県の資金を直接金融機関に預託する形ではなく、当初予算を縮減するような形での預託となっております。

具体的な仕組みを申し上げますと、県内中小企業の振興を図ります、そういう目的で設立されました(財)神奈川県産業振興センターに事務をお願いしております。この産業振興センターが制度融資を取り扱う民間金融機関から、預託のための資金を全額、低利で借り受けるわけでございます。

次に、この県の指示に基づきまして、この資金をそれぞれの制度融資取扱金融機関へ無利子で4月当初に預託いたします。この預託金は年度末に全額返還をされるわけでございます。この借入れと預託は、ペイオフ対策のため、それぞれの制度融資取扱金融機関において同額で実施されております。

この預託額を示すことで、各金融機関に県のそれぞれの金融機関当たりの融資目標をお示しさせていただいております。これによって、各金融機関はこの預託金に自己資金を合わせまして、一定規模の融資のための原資を用意し確保しまして、県制度融資で定められた融資条件に従いまして、中小企業者に融資をしていくということでございます。

県におきましては、神奈川産業振興センターに預託のために借り受けた資金の利子をお支払いすればいいということで、ちなみに、平成21年度で申し上げますと12億円程度ということでございます。

高橋委員

預託方式を採用している本県と比べて、埼玉県などは利子補給方式ということで承知をしているのですけれども、具体的に、この本県の預託方式と利子補給方式はどういう違いがあるのか、再度伺っておきたいと思います。

金融課長

現在、利子補給方式を採用してございますのは埼玉県など数県でございます。大多数の都道府県は預託方式で運営してございます。

違いにつきましては、それぞれの方式の一般的なメリット、デメリットといった観点で申し上げさせていただきますと、預託方式のメリットということでございますが、金融機関にとりましては、あらかじめ一定額の預託金を年度当初に得られることから、中小企業の資金需要に迅速に対応できるのではないかと考えています。

次に、県にとりましても、預託金の借入利子に係る予算措置をすればよく、年度当初の予算のスリム化が図られるということでございます。また、県、金融機関の双方にとりまして、利子補給と違いまして、融資実行のデータを個別管理することがないので、事務負担という意味では少ないと考えられます。

また、預託方式のデメリットにつきましては、金融機関の融資実績と預託額が単年度ではなかなか一致しないということでございます。複数年で調整するような形になるということでもあります。

一方、利子補給方式のメリットといたしましては、融資実績に基づく精算方式ということでいきますので、利子補給を受ける金融機関としては非常に分かりやすいということが

ございます。

また、デメリットといたしましては、先ほどの預託方式の逆といいたしめようか、事務負担が若干過大になるということです。また、更に申し上げますと、利子補給が後年度も続くので、後年度負担をどう考えていくのかというようなことが挙げられます。

高橋委員

そうやって考えますと、本県の預託方式というものもよく考えられている制度だと思えますが、埼玉県では違う方式ということでありまして、埼玉県の場合のこの金融融資実績というのが本県に比べて極めて大きいわけですね。

先ほども申し上げましたが、関東近県のいわゆる経済的な動向が我が国の動向を決めるといっても過言でない中で、埼玉県の融資実績と本県の融資実績の違いが、かなり金額的に開きがあるものですから、これは今の説明で、当初予算を計上しなければいけないということで額が増えて、融資規模が拡大しているのだという認識でいいですか。

金融課長

埼玉県の方の融資実績を申し上げますと、大体3,000億円を超える程度だと思います。それに対しまして、本県は二千五、六百億円という規模でございますが、埼玉県の方の制度融資の運営の仕方といたしましては、一般的な金融機関の所定金利で運用している分がございまして、利子補給を一切しない中でも、一定の期間とかそういうもので対応していただける分については、県の制度融資という取扱いをしてございまして、金利はその分、金融機関の所定金利でございますので、かなり高いものとなります。

そういうものをすべてカウントしてございまして、更に付け加えますと、産業集積促進融資がそういう形のものも利子補給を扱っているということで、それも制度融資の仲間だというようなカウントを若干してございまして、若干大きくなっているという気がしております。

高橋委員

そうしますと、金利面での自由度は本県の方があるという認識でいいのですか。

金融課長

本県におきましても、金利につきましては、金融機関の最終利回りを想定しまして決めてございまして、個別のメニューごとに一番最適な金額といいたしめようか、中小企業者にもメリットがある、あるいは金融機関にとってもちょうどそこで利益を上げられるようなそういうラインで、バランスをとった取組ということでございまして。

それに対しまして、埼玉方式でございまして、一たん金利の利子補給額を決めてしましますと、なかなかその間を動かさなくなります。本県につきましては、預託金の部分で動かしてございまして、年度の途中でございまして、ある程度弾力的な、金融機関との調整においては対応が可能な部分もあると考えています。

高橋委員

そういう本県の融資制度のメリットを十分に生かして、変化への対応を是非生かしていただきたいというのが趣旨なのですけれども、とりわけ2次補正では、国におきましては、金融機関への資本注入ということで御承知のように10兆円追加して、総額でたしか12兆円規模に拡大したと思えます。

そういう意味では、金融機関へしっかりフォローをしているわけですから、そういうことも本県におきましては説得材料として、ひいては中小企業へうまくリカバリーできるよ

うに考えていただきたいのですけれども、どういう御見解ですか。

金融課長

金融機関の貸出し姿勢に係る協力要請というような形になるのかと考えていますが、政府におきましては各金融機関に細かく、経済危機対策におきましても、金融機関の自己資本比率の計算に当たりまして、リスク部分に、一定の条件の場合は、制度融資、セーフティネット系は全部にしろとか、そういうことで、貸し渋りといいたまいますかそういうところをできるだけ、経営を円滑にという姿勢を示してございます。

そういった中では、県といたしましては、基本的には要請することもございますし、あらかじめ年度当初に預託をしてございますので、そしてその目標値を金融機関にお願いしてございますので、基本的にはそれを実行していただくということになります。

そういう意味では、ここ3年は、平成18年度が2,800億円、平成19年度も2,800億円で、平成20年度、昨年が2,500億円弱ということでございますので、当初、予算設定をいたしました預託のベースを見ますと2,000億円ベースでありましたが、それを上回る形で各金融機関には取り組んでいただけたという気がしております。

高橋委員

今申しましたように、2次補正では、国においては緊急保証枠を拡大し、なおかつ金融機関への資本注入ということでありまして、また、側聞しております2009年度の追加補正、新経済対策では、この緊急保証枠20兆円を30兆円にということも今報じられているわけですが、そういった拡大策が採られていく中で、一方で信用保証協会の保証枠は拡大されていくわけですが、特にセーフティネットの融資、こういったことも日本政策金融公庫を中心に拡充が図られていくということになってまいりますと、本県のこの平成21年度の取組について、とりわけ今、お答えいただきましたけれども、2,600億円の枠の中で、緊急対応分で600億円のうち200億円を平成21年度に限って、付け替えまして、2,200億円の一般枠として財源化して、緊急枠として、400億円を留保していると承知しております。

そこで、緊急経済対応策としては、その400億円で当面取り組んでいく姿勢を示していると承知をしているわけですが、中小企業のセーフティネットの観点で、融資に係る規模、また、更にそれを一層充実させていく内容についてはどういうふうにお考えなのか確認させていただきたいと思っております。

金融課長

今後の融資の拡充につきましては、現在、委員がおっしゃった400億円がまだ余っているという形でございますが、4月当初にスタートしたばかりでございます。そして、各金融機関には融資目標をお渡ししてございますが、それぞれの資金メニューごとにまた融資目標をお渡ししてございます。

そういう中で、特にセーフティネット系の今回の緊急経済対策融資につきましては、当初において緊急分の600億円のうち200億円を取り崩して、それを緊急経済対策融資分に充てました。そういうことでは、昨年の緊急経済対策融資、昨年は原油・原材料等高騰対策融資でございましたが、そこは572億円の枠でございましたが、今年は865億円としてございます。まずは、この枠の中でセーフティネットをきっちりと進めていきたいと考えています。

その中で更に不足するようなことがあれば、その400億円を使う前に、セーフティネットにシフトしてしまいました融資目標額が、どこかで飛んでいる形になっていると思っております。その辺を勘案いたしまして、金融機関とまずは調整をしていきたいと考えております。

その後、また政府の追加経済対策というものが必要であれば、また400億円の使い道について考えていきたいと考えています。

高橋委員

先ほども申し上げましたけれども、金融不安が高まっている中で、緊急保証枠を拡大していくというのは、過去の例ですと、金融不安に見舞われた中で、自己資本の比率が下がったことによって大手銀行の貸し渋りが顕在化していった、あのとき以来の最大規模の30兆円枠に至ろうとしていると認識しているのですけれども、こういう極めて厳しい環境の中で、余り予測はしたくないですけれども、更に中小企業の経営環境が厳しくなった場合に、先ほども申しましたが、本県として更にどのような支援策、制度融資を講じているのか。その考え方、また、取組姿勢について、今どういう御見解をお持ちなのか。

金融課長

今後の景気が更に悪化した場合の取組姿勢ということでございます。基本的には、今後更に景気が厳しくなるということであれば、中小企業者の方も、まずは追加の借入れをするというよりも、現状の資金繰り、返済負担額を軽くするなどの面が逆に強くなってくると考えられます。

そういうことでは、資金繰り面での金融機関を支援するような対策というのか、そういう面でのセーフティネット対策を最重要課題ということで取り組んでまいりたいと思います。

それからまた、平成20年度につきましては、一部、創業系の起業家融資のところを若干強化しております。金利を一部下げておりますし、融資期間を7年から10年に延ばしております。そういうことでは、場合によっては、この景気の中で次への芽を育てるような企業が出てくるものについて、制度融資として担っているところをきちっと打ち出して、対応していけたらと思っています。

なお、制度融資につきましては、昨年の産業振興センターの7月の調査でございまして、利用している方が40%ぐらいでございます。今回の緊急経済対策も大分利用率は上がっているかと思いますが、まだまだ周知されていない部分もございまして、あるいはまだ理解されていない部分もございまして、そういうことでは、県の相談機関、商工会、商工会議所あるいは産業振興センター、中小企業団体中央会、それに保証協会、金融機関、行政が連携強化をして取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

高橋委員

今、現実、セーフティネットにおきまして、なかなか条件が合わなかったり借入れがうまくいかないということも伺ってございまして、そういったところの要件緩和が図られればというふうに思います。是非、これは、今おっしゃったように産業振興センターも含めて、信用保証協会はもちろんですけれども、鋭意努力をお願いしたいというふうに思います。

特に、対象業種が760業種まで広がりはしましたけれども、産業連関表上はまだそれに該当していないところもありますので、そういったものにつきましても、やはり本県がスピーディーに、経済産業省並びに中小企業庁に要望をしていただきたいと思います。私どももしていきますけれども、是非そういうアンテナを高くしていただければと要望しておきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、インベスト神奈川について、今年も予算委員会で随分やりましたので、余り言うつもりはないのですけれども、ただ、インベスト神奈川は今年度が最終年ということになりますので、本来ならば、1社でも多く助成を受けられるように頑張りたいという思いがあるのですけれども、特に昨年度は、プロモーショ

ン300ということで鋭意努力をいただきましたので、評価するところは評価しておかないといけないと思っています。インベスト神奈川すべてがまずかったというのも、これはまた言い過ぎになるでしょうし、かといって、プロモーション300はどうなったのかというのも、やっぱり最後の常任委員会ですので伺っておきたいというふうに思います。

そして、その達成状況と、実際に誘致に結び付いた取組はどうだったのか、最後にレビューを伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

お話のありましたとおり、昨年度は企業誘致戦略2008、プロモーション300と称しまして、県内外300社以上を対象にして、企業誘致プロモーションを展開しようということで取り組んでまいりました。とりわけ、新エネルギー、EV等の脱温暖化に貢献する産業の集積に重点を置いて取り組み、11月には、それらの産業に対して一部助成要件を緩和して取り組んでいると、こんな状況でございます。

こうした結果、昨年度におきまして、11社の企業に対しまして直接プロモーションを実施することが結果としてできております。また、この成果といいますか実績といたしましては、助成制度につきましては、16社、599億円の投資額という形での実績が上がっております。

高橋委員

そのような取組をしていただきまして、今年1月でインベスト神奈川を見直しまして、大企業については前倒しで打ち切ったという御報告を頂いてはいますが、しかし、具体的な相談が継続している企業については、まだ継続して申請を受け付けるという御報告だったと思いますけれども、具体的に、相談案件はどの程度継続しているのか。そもそも、その相談案件はどのぐらいあったのか、継続しているものはどうなのかについて伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

3月末までいろんな企業から具体的な相談、熟度の軽いものから、かなり熟度の深いものまで、いろいろ大企業の相談案件がございました。最後に、実際検討をしている事実と、それから、将来的にその投資を前向きに検討していただけるかということの意思を確認する意味をもって、届出を出していただいております。

その結果、その届出を出していただいた企業に対しましては、来年3月まで本申請を受け付けるという経過措置を採らせていただいた状況でございます。具体的には、届出を頂いた案件は合計6件、総投資額につきましては約611億円、こんな形になっております。

高橋委員

その6件、611億円を間違いのない形で、本県経済の浮揚のために、是非実りあるものにしていただきたいというふうに思うのですが、こういう経済環境ですから、それがしっかり結実できるかどうかというのは、少し不安も正直言っているわけですが。特に、国でも追加経済対策で研究開発促進税制、こういったものでフォローをされているわけですが、これも研究開発の割合で、法人税の上限の割合を少し延ばすとか、減税の繰越期間を3年に延長するとか、いろいろ研究開発促進税制を講じると側聞しております。

そういったものも是非うまく活用していければというふうに思うのですが、特に本県ならではの、このインベスト神奈川に限らず、本県経済浮揚のために誘致促進をしていくような施策については、何か今考えていらっしゃるのでしょうか。

産業活性課企業誘致室長

インベスト神奈川は、これまで4年取り組んできているわけでございますけれども、これまでの取組を通じて見えてきたことというのがあると思います。

ただ、一つ課題といたしまして私を感じるのは、民間のニーズに即応した産業用地がなかなか御提供できなかったということがあったという点があります。それから、御案内のとおり、100年に1度という経済危機に、9月のリーマンショックから襲われているわけでございますけれども、御案内のとおり、愛知県をはじめ、輸出型産業を中心にかなり打撃が大きいことがあるということで、輸出型産業も大変重要な産業であるのですけれども、内需型産業ということについても、ちょっと調べておくことが必要という課題があると考えています。

あと、インベスト神奈川について進んできた点というのは、まず、市町村の企業誘致策がかなり広がって充実してきているということが一つございます。それから、先ほどありましたように、神奈川R&Dネットワーク構想によって、大企業と中小企業の技術交流というのがかなり目に見えた形で進んできている、市町村の取組が目に見えて充実してきている、それから、こうした神奈川R&Dネットワーク構想も目に見えて充実しているといえると思います。

ですから、今後の誘致策を考える上では、原理原則で、例えば課題についてはそれを何とか解消していく方向に進むだろうと思います。それから、神奈川というのはもともと、技術力のある大変すばらしい中小企業群をはじめとして、いろんな産業の合算がある点について、強みがあるわけです。

それからまた、研究開発人材をはじめ、いろんな産業人材がいるわけですから、先ほどの進んできた点とこれまでの集積による財産をうまく連携して構築することにより、神奈川らしい、魅力あるインセンティブをつくっていけないかと考えております。

高橋委員

今年度において取り組む姿勢について述べていただいたという気がいたします。細かいところで恐縮なのですが、例えば本県の産業技術センターなども是非大いに役割を発揮していただいて、インベスト神奈川のみならず、かながわスタンダードと認定された企業へのフォローですとか、いろいろやっていただいております。何をやっていただいているかという、手数料や使用料の減免ということでフォローしていただいていることは承知しているのですが、特に平成21年4月からは、産業技術センターの使用料・手数料の値上げについて、たしか料金改定をしたのですね。それはどうでしたか。

工業振興課長

料金の改定を一部しております。

高橋委員

産業技術センターの使用料、手数料の変更があり、それぞれ減免率の基準が示されておりますが、インベスト神奈川のフォローとなるようにそのことについて県で御検討いただきたいと思います。また県産業技術センターの活用、ひいては科学技術アカデミーといったところの蓄積している技術の有利性を活用した本県に進出したい企業、また本県内の中小企業のしっかりした育成、こういったところを一つ強化していただければというふうに要望しておきたいと思います。

大変厳しい経済環境下でありますので、是非施策充実に取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。